大阪、昭47不40、昭47．８．28

命　　令　　書

申立人　　報知印刷大阪労働組合

同　　日本新聞労働組合連合近畿地方連合会

同　　Ｘ１ほか42名

被申立人　　報知印刷株式会社

主　　文

１　被申立人は、別紙申立人組合員目録記載の各申立人に対して、昭和47年４月１日に遡及して、被申立人会社大阪支社従業員１人平均5,900円の賃上げを実施しなければならない。

２　被申立人は、縦１メートル、横２メートルの白色木板に、下記のとおり明瞭に墨書して、被申立人会社大阪支社正面玄関付近の従業員の見やすい場所に１週間掲示しなければならない。

記

年　月　日

報知印刷大阪労働組合

執行委員長　Ａ　殿

報知印刷株式会社

代表取締役　Ｂ

当社は、昭和47年の賃上げに関して、生産性向上の諸施策に全面的に協力することなどの３条件をつけるとともに、妥結日の翌日から実施することを提案し、これらを固執

して今日にいたるまで貴組合員に賃上げを実施しておりません。この行為は、労働組合法第７条第１号および第３号に該当する不当労働行為であることを認め、ここに陳謝するとともに、今後このような行為を繰り返さないことを誓約します。

以上、大阪府地方労働委員会の命令によって掲示します。

３　申立人らのその他の申立ては、これを棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者等

⑴　被申立人報知印刷株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社、大阪市に大阪支社をおき、従業員約330名で日刊紙「報知新聞」等の印刷を業とする株式会社である。なお大阪支社の従業員は約100名である。

⑵　申立人報知印刷大阪労働組合（以下「第一組合」という）は、会社大阪支社の従業員48名（被解雇者５名を含む）で組織する労働組合であり、申立人Ｘ１ほか42名は、いずれも第一組合の組合員である。

申立人日本新聞労働組合連合近畿地方連合会は、新聞産業の労働組合で組織する日本新聞労働組合連合の近畿地方における組織（連合団体たる労働組合）で、加盟組合数は19組合、傘下の組合員数は約7,300名であって、第一組合もこれに加盟している。

なお会社大阪支社には、第一組合を脱退した従業員によって昭和44年11月22日結成された全大阪報知印刷労働組合（以下「第二組合」という）が組織されており、その組合員数は約40名である。

２　本件賃上げ問題の交渉経過について

⑴　47年２月24日、第一組合は会社に、賃上げ組合員１人平均20,000円、２月実施などの要求書を提出した。

⑵　この賃上げ要求に関する第１回団体交渉は、３月14日に行なわれた。席上会社は、大阪支社従業員１人平均4,700円の賃上げを行なう、実施期日は４月１日とする、た

だし妥結日が同月11日以降になった場合は、妥結日の翌日とするなどの旨の回答を示した。

しかし第一組合は、回答額が極めて低く、また実施期日について不当な条件をつけていることを理由に、会社の上記回答を拒否した。

⑶　３月22日、第２回団体交渉が行なわれた。席上会社は、前回の回答に700円上積みして大阪支社従業員１人平均5,400円の賃上げを行なう旨の回答を示した。なお、実施期日については前回の回答どおりであった。しかし第一組合は、この回答を不満として妥結にいたらなかった。

⑷　４月４日、第３回団体交渉が行なわれた。席上会社は、大阪支社従業員１人平均5,900円の賃上げを行なう、ただし、このうち1,200円は次の３条件を受諾することを前提として実施する、実施期日については従前の回答どおりであるなどの旨回答した。しかし第一組合は、この回答を不満として妥結にいたらなかった。なお、会社が提示した３条件は次のとおりである。

①　第一組合および同組合員が、企業の繁栄と従業員の生活向上をはかるための生産性向上の諸施策に全面的に協力すること

②　第一組合および同組合員が、会社の信用を毀損する不実の教宣を一切行なわないこと

③　第一組合が、かねて会社が提案している書記局の使用料支払いについて同意すること

⑸　４月６日、第４回団体交渉が行なわれた。席上第一組合は、上記３条件および実施期日に関する提案は不当なものであり反対である旨述べて、その撤回を求めた。

しかし会社は、これを受け入れず前回とほぼ同じ趣旨の内容（配分、不就労控除、賃上げ対象者などに関する事項を含む）を最終回答であるとして、第一組合に口頭によって提示した。その内容は次のとおりである。

①　大阪支社従業員１人平均5,900円の賃上げを行なう。ただし、このうち1,200円の実施については、次の３条件を第一組合および同組合員が受諾すること。

(ｱ) 諸経費の節約を含む生産性向上の諸施策に全面的に協力すること

(ｲ) 会社の名誉、信用を毀損する不実の教宣を今後一切行なわないことを改めて誓約すること

(ｳ) かねて会社が提案している書記局をはじめ会社諸施設に対する下記の使用料支払いに同意すること

㋐ 書記局　　１坪当り1,500円

㋑ 会社施設　１時間につき250円

㋒ 電話料

東京・大阪間専用線使用料　　１ヵ月　　10,000円

内線使用料　　１ヵ月　　1,300円

② 47年４月10日までに妥結した場合は同月１日、同月11日以降に妥結した場合は、妥結日の翌日から実施する。

⑹ ４月10日、第５回団体交渉が行なわれた。席上会社は、前回口頭によって行なった最終回答を書面で示した。しかし第一組合は、この回答を不満として妥結にいたらなかった。

⑺ 第一組合は、その後も会社に対して、団体交渉の席上等において上記３条件および実施期日に関する提案を撤回するよう求めた。しかし会社は、これを受け入れず前記最終回答を受諾するよう求めた。

⑻ ５月に入り、第一組合は会社に対して、生産性向上に関する条件（前記(ｱ)の条件）については、生産性向上の諸施策の実施にあたって同組合員の労働条件に変更を生ずる場合は事前協議を行なうこと、教宣に関する条件（前記(ｲ)の条件）については、会社も不当な教宣を行なわないことをそれぞれつけ加えて双務的な協定とすること、また、会社施設の使用料の支払いに関する条件（前記(ｳ)の条件）については、今後別途に協議することを提案した。しかし会社は、この提案を受け入れず前記の最終回答どおりでないと妥結できない旨述べた。

このようにして、第一組合の組合員には、本件審問終結時にいたるまで47年の賃上

げは実施されていない。

⑼　第一組合は会社に対して、会社が前記３条件を撤回するか、または第一組合が提案した内容に従って修正し、かつ47年４月1日から賃上げを実施するのであれば、大阪支社従業員１人平均5,900円の賃上げ回答（配分、不就労控除、賃上げ対象者などに関する事項を含む）によって妥結する旨述べている。

⑽　会社は、第二組合と数回の団体交渉を行なったのち４月10日、大阪支社従業員１人平均5,900円の賃上げを同月１日より実施するという内容（第一組合に示したのと同じ内容の配分、不就労控除、賃上げ対象者などに関する事項を含む）で妥結し、第二組合の組合員に対して妥結どおり賃上げを実施した。

なお会社は、第二組合に対しても第一組合と同様前記の３条件を提示し、これらを受諾することが5,900円中の1,200円の賃上げ実施の前提条件である旨回答した。

しかし、この３条件のうち、生産性向上に関する条件については、第二組合は会社提案どおり受諾したが、教宣に関する条件については、会社は第二組合の要望をいれてこれを撤回した。また、会社施設の使用料の支払いに関する条件については、すでに46年６月30日、会社は第二組合との間に、１坪あたり1,500円の使用料を第二組合は会社に支払う旨の協定を締結し、翌７月より実施していたため、これを撤回した。

⑾　会社は、両組合に所属していない大阪支社従業員に対して、大阪支社従業員１人平均5,900円の賃上げを４月１日から実施した。

３　その他

⑴　45年９月18日、会社と第一組合は、労使間の基本問題その他について協定（以下「９・18協定」という）を締結したが、その中には「組合は事実の歪曲、捏造などによる不実の事項を放送し、もしくは出版物に掲載し、またはこれを記載した文書、宣伝ビラなどの配付を行なわない。この協定は、事実にもとづく正当な教宣活動を妨げるものではない」との条項が含まれている。

⑵　46年の夏季一時金に関して、会社と第一組合は、同年７月29日、大阪支社従業員１人平均160,380円を支給する旨の協定を締結し、さらに翌８月、会社が第一組合に求

めた会社施設の使用料に関する協定その他を同月17日までに締結することを条件に、第一組合員１人平均1,950円を上積み支給する旨の協定を締結した。しかし、その後同月17日までに会社施設の使用料に関する協定は締結されず、したがって第一組合員には、上記1,950円は支給されなかった。

なお会社は、これより先44年11月25日にも第一組合に対して会社施設の使用料を支払うよう求めている。

第２　判断

１　当事者の主張要旨

申立人らは次のように主張する。すなわち、会社が提示した本件３条件ならびに妥結日の翌日から実施するという提案は、労働組合としてとうてい受け入れることのできない条件である、会社は、このような不当な条件を賃上げという経済要求の妥結の条件であるとして固執し、第一組合の組合員に47年の賃上げを実施せず、そのことによって同組合員を不利益に取扱うとともに、闘争をいたずらに長期化させ、第一組合と同組合員の離反をはかり、第一組合の組織を破壊しようと企図している、したがって、会社の本件措置は明らかに不当労働行為である。

これに対して会社は、本件３条件は賃上げの積上げ金額1,200円の原資確保の方策として提示したものであり、また実施期日に関する提案は、本件賃上げ問題の早期解決をはかるために行なったものである、しかもこれらは両組合に等しく提案したものであって、不当労働行為の成立する余地はまったくないと主張する。

よって、以下この点について判断する。

２　３条件について

⑴　会社は、３条件を提示したのは、本件賃上げの積上げ金額1,200円の原資確保のための方策であって、他意はないと主張する。

しかしながら、①３月22日、会社が700円の上積み回答を行なった時点においては、これらの条件は一切つけられておらず、３条件はその後の交渉過程で付加されたものであること、②第二組合に対しては会社は同組合の要望によって教宣に関する条件を

撤回していること、③３条件のうち、生産性向上に関する条件および教宣に関する条件はいずれも積上げ金額1,200円の原資確保のための具体的内容をもつものではないなどの諸点からみて、会社の上記主張は合理性を欠くものと言わざるを得ない。

⑵　さらに、３条件の内容について検討すると、

①　まず生産性向上に関する条件は、会社の行なう生産性向上の諸施策に第一組合および同組合員が全面的に協力するというものであり、これを受諾すれば、第一組合の活動は大幅な制限を受け、労働条件の維持改善を目的とする労働組合としての存在意義は減殺されるのであって、第一組合がこれを受諾し得ないのは当然である。したがって、このような点からみて、生産性向上に関する条件を固執している会社の態度は是認し難い。

②　次に、教宣に関する条件についてみると、本来どのような教宣活動を行なうかは労働組合の自主的な判断にまかされており、また、どのような教宣活動が不実の教宣であり不当であるかは速断し難いものであるから、第一組合が、この教宣に関する条件は、同組合の教宣活動を不当に制限するものとしてその受諾を拒否したことには理由があると言わなければならない。しかも、第一組合の行なう教宣活動については、前記認定のように、すでに９・18協定において、不実の教宣を行なわないことならびに正当な教宣活動を妨げるものではないことが協定されているのであって、さらに教宣に関する協定を締結する必要性はなく、また、少なくとも９・18協定以降、第一組合が不実の教宣活動を行なった事実も認められない。したがって、以上のような諸点からみて、この教宣に関する条件を固執している会社の態度は妥当なものとは認め難い。

③　また、会社施設の使用料に関する条件についてみると、第一組合は結成以来長年にわたって会社施設を無償で利用しており、会社がその使用料の支払いを求めたのは44年11月25日および46年夏の２回だけで、しかもこの間、会社が第一組合に会社施設の使用料の支払いに関して、その解決のための努力を重ねた形跡は認め難い。それなのに会社は、この会社施設の使用料に関する条件を一時金の僅少な上積み分

の支給などと異なり、労働者にとって極めて重要な労働条件である賃上げ実施の条件として固執しているのであり、しかも第一組合から会社施設の使用料の支払いを受けなければ本件賃上げの積上げ金額1,200円の実施が不可能であるとの疎明もなされていないのであって、これらの点からいって、本件賃上げの積上げ金額1,200円の実施にあたり会社が、どうしても第一組合と会社施設の使用料の支払いに関する協定を締結し、同使用料の支払いを受けなければならないという必要性は認められない。

したがって、会社が会社施設の使用料の支払いが本件賃上げの積上げ金額1,200円の支払いの１条件であるとして固執していることは合理性を欠き是認し難い。(ただ、第二組合は、前記認定のように、46年６月30日、会社と協定を締結し、翌７月から会社施設の使用料支払っているのであるから、第一組合も本件賃上げ問題とは別個に会社と団体交渉を行ない、会社施設の使用料の支払いについて合意に達するよう努力することが望ましいと考えられる。)

３　実施期日について

賃上げの実施期日は、労使の合意によって決定されるものであるから、一般に使用者が妥結日の翌日から実施するなど実施期日について一定の提案を行なうことが直ちに不当であるとは言い難い。しかしながら、すでに、非組合員あるいは他の労働組合に所属する従業員に対して賃上げが実施されているとき、なお団体交渉を続ける労働組合に対して、使用者が、賃上げの実施を遡及して他の従業員と同様に取扱うことを拒否して、妥結日の翌日から実施するなど当該労働組合員にとって不利益な条件を固執する場合は、たとえ、他の労働組合に対してもこのような条件を等しく提示し、他の労働組合がこれによってさきに妥結をみたものであったとしても、賃上げ額その他の内容に変更がある場合など特段の事情が存しないかぎり、団体交渉を続行し円満な解決をはかろうとする労働組合の団体交渉権の行使ないしは団結活動に不当な圧力を加えるものであって許されないものと考えられる。

本件の場合はまさにこのような場合であり、第一組合に対する賃上げ額その他につい

ての会社回答は、第二組合の組合員および非組合員に実施されている内容となんら変りがなく、しかも第一組合は、前記判断で明らかなような合理性を欠く３条件の撤回ないし修正を求めて団体交渉を継続してきたものであること、また団体交渉ないし協定とは無関係な立場にある非組合員に対しても、第二組合の組合員と同様47年４月１日に遡及して賃上げが実施されていることをもあわせ考えれば、妥結日の翌日からの実施を固執する会社の態度は不当であり容認し難い。

４　結論

⑴　以上述べたように、会社の提示した本件３条件は、第一組合の団結活動の大幅な制限を招来するものないしはその必要性を欠くものであり、また実施期日についての提案も不当なものである。それなのに会社は、これらの提案を固執して、第一組合が示した修正意見に対してもこれを全面的に拒否し、会社の提案を無条件に受諾するよう第一組合に求めているのである。

したがって、以上のような諸事情からみれば、第一組合が本件３条件および実施期日に関する会社の提案を受けいれないために本件賃上げ問題が妥結をみていないことを理由に、第一組合の組合員に47年の賃上げを実施しない会社の措置は、第一組合の組合員であることを理由とする不利益な取扱いであり、同時にこのことによって同組合員の動揺をさそい第一組合の弱体化を企図したものであると判断される。

よって、会社の本件措置は、労働組合法第７条第１号および第３号に該当する不当労働行為である。

なお主文１は、配分、不就労控除、賃上げ対象者などに関する事項については、47年４月10日、会社が第一組合に示した最終回答によって実施することを含むものである。

⑵　申立人らは、主文救済のほか、今後の不利益取扱いおよび支配介入の禁止、誓約書の交付および社報への掲載などをも求める。しかし、主文救済によって救済の実を果たすことができると考えるので、このような救済を付加する必要を認めない。

以上の事実認定および判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条および労働委員

会規則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和47年８月28日

大阪府地方労働委員会

会長　川　合　五　郎